

第 21 回雇用環境・均等分科会
(令和元年 10 月 28 日)
資料 2 をもとに作成

介護休暇等の柔軟化について

- 介護休暇について、家族介護者が突発的な対応や介護専門職との相談などを行う場合に、所要時間に応じてより柔軟に取得できるようにするという観点から、1 時間単位での取得を可能としてはどうか。

→資料 2 別紙 1 第一の 2

- ※ 1 時間単位で取得する場合の介護休暇 1 日分の時間数は、1 日分の所定労働時間とし、1 時間に満たない端数がある場合は、1 時間に切り上げて計算する。(現行の半日単位の介護休暇と同じ考え方)

→資料 2 別紙 1 第一の 3

- 1 時間単位の介護休暇は、現行の半日単位の介護休暇と同様に、始業の時刻又は終業の時刻と連続するものとしてはどうか。その上で、労働者の介護の状況、勤務の状況等が様々であることに対応し、始業の時刻又は終業の時刻と連続しない 1 時間単位での休暇の取得が可能となるように事業主は配慮する旨を、指針で示してはどうか。

＜雇用環境・均等分科会での御意見＞

→資料 2 別紙 1 第一の 2
資料 2 別紙 2 第一の 2

- ・ 企業の労務管理面での負担や人手不足の状況を踏まえると、就業時間の途中で抜ける従業員がいた場合に代替要員を確保することが難しく、他の従業員へのしわ寄せも生じ得るため慎重に検討すべきではないか。
 - ・ 就業時間の途中で抜けることを認めると企業の負担が大きくなることは理解するものの、昼間に介護のためにどうしても抜けなくてはならない労働者がいるということを想定した上で議論すべきではないか。
- 現行の半日単位での介護休暇の取得の対象から除外されている所定労働時間が 4 時間以下の労働者については、1 時間単位での介護休暇の取得の対象から除外しないこととしてはどうか。

→資料 2 別紙 1 第一の 1

- 労使協定の締結により1時間単位での介護休暇の取得ができないこととなる「業務の性質や実施体制に照らして困難な業務」の例示について、現行の半日単位での取得が困難な業務の例示にならい、以下のとおり指針で示してはどうか。

<指針で示す業務の例示> ※下線は現行の例示からの変更箇所

- イ 国際路線等に就航する航空機において従事する客室乗務員等の業務等であつて、所定労働時間の途中まで又は途中から子の看護休暇又は介護休暇を取得させることが困難な業務
- ロ 長時間の移動を要する遠隔地で行う業務であつて、1時間単位の子の看護休暇又は介護休暇を取得した後の勤務時間又は取得する前の勤務時間では処理することが困難な業務
- ハ 流れ作業方式や交替制勤務による業務であつて、1時間単位で子の看護休暇又は介護休暇を取得する者を勤務体制に組み込むことによって業務を遂行することが困難な業務

→資料2別紙2 第一の1

- 現行では原則半日単位での介護休暇の取得が可能となっていることを踏まえ、労使協定の締結により1時間単位での介護休暇の取得ができないこととなる場合であっても半日単位での休暇の取得を認めること等制度の弾力的な利用が可能となるように配慮する旨を指針で示してはどうか。

→資料2別紙2 第一の2

- 子の看護休暇についても、子の健康診断や予防接種などに対応する場合に、所要時間に応じてより柔軟に取得できるようにするという観点から、介護休暇と同様に、1時間単位での取得を可能としてはどうか。

→介護休暇と同様に改正

- 改正内容を十分に周知するという観点や、事業主においてシステム改修等に対応する時間を確保するという観点から、公布から施行までの期間を一定期間（例えば12ヶ月程度）確保することとしてはどうか。

→施行期日（令和三年一月一日）

<雇用環境・均等分科会での御意見>

- ・ 介護休暇を時間単位で取得できるようにする場合にはシステム改修が必要となるが、労働基準法の改正に伴うシステム改修に加えて今回の制度改正のために対応をすることは、企業にとってかなりの負担となる。